

## 審問のオブザーバへの注意事項

審問のオブザーバは、この文書を読んで内容に従ってください。

### 1. オブザーバによる審問の傍聴

- 1.1. オブザーバは、パネル・チェアマンの許可に基づき審問を傍聴することができます。審問中はパネル・チェアマンの指示に従ってください。
- 1.2. 審問の当事者は、オブザーバの拒否を申し出ることができます。その場合、パネル・チェアマンが、そのオブザーバの傍聴を認めるか否かを決定します。
- 1.3. パネル・チェアマンは、審問中いつでも、オブザーバの退席を求めることができます。

### 2. オブザーバの遵守事項

- 2.1. 審問室内では常に、携帯電話、カメラ、録音機器等を含む電子機器の電源スイッチを OFF にして下さい。
- 2.2. パネル・チェアマンが認めた場合を除き、審問室内では当事者、証人、他のオブザーバとの会話はしないで下さい。

### 3. その他

オブザーバは、審問が開始され傍聴を始めると、証言をすることができなくなります（規則 63.3(a)参照）。証人になる可能性がある場合には、審問の開始前にパネル・チェアマンに申し出て下さい。

プロテスト委員長  
古屋 勇人